

様式第1号(第4条,第60条,附則第2条関係)

提出用

[illegible]

注意事項

- ※ 1 □□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- ※ 2 記入すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。なお、電話番号記入枠には電話番号を必ず記入し、また、※印のついた欄又は記入枠には記入しないこと。
- ※ 3 記入枠の部分は、必ず、黒色のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ、漢字、ひらがな及びアラビア数字で明瞭に記入すること。
- （1）事業主の氏名（法人のときはその名称及び代表者の氏名）記入欄については、ゴム判に押印か自筆による署名のいずれでも可。
- （2）本社・主たる事務所の所在地及び名称を記入すること。
- （3）②欄には、実際に保険の対象となる従業員を雇う事業所の所在地・名称を記入する。
- （4）③欄には、作業内容（製造工程）、製品名（完成物）、又は提供されるサービスの内容等事業の内容を具体的に記入すること（漁業の場合は漁船の総トン数を記入すること。）。
- （5）④欄には、事業に適用される「労災保険率適用事業細目表」に掲げられた該当する事業の種類を記入すること。
- （6）⑥欄には、実際に雇用した年月日を記入すること。
- （7）⑦欄の「一般・短期」欄には、その年度における1ヶ月平均雇用保険被保険者数（一般被保険者数、高齢労働者数及び短期雇用特例被保険者数の合計数）を、また、「日雇」欄には、日雇労働者数を記入すること。
- （8）⑧欄には、雇用日からその年の3月末までの期間に使用する労働者に係る賃金総額の見込額を記入。賃金総額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて記入。
- （9）⑪欄には、任意加入の申請を行う場合のみ、当該事業の開始年月日を記入すること。
- （10）⑯欄の下1桁は監督署の職員と相談して記入する。
- （11）⑰欄から⑳欄には、事業主の住所（法人のときは主たる事業所の所在地）・名称・氏名（法人のときは名称のみ）につて指定された表記により記入すること。
- （12）㉑欄には、⑥欄の年月日を記入すること。
- （13）㉒欄には、その保険年度における1日平均使用労働者の見込数（年間延使用労働者数（臨時及び日雇を含む。）を所定労働日数で除した数）を記入すること（小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てた数）。
- （14）㉔欄には、⑦欄の「一般・短期」の人数と「日雇」の人数の合計人数を記入すること。
- （15）㉕欄には、一般被保険者数のうち、高齢労働者数を記入すること。
- （16）㉗欄には、次により記入すること。
- イ 一元適用事業においては、既に労働保険番号を付与されている事業のうち、同じ所掌の事業について、その労働保険番号を記入すること（当該事業が2事業以上ある場合は、そのうちの主たる2事業について、㉘欄も用いてそれらの労働保険番号を記入すること。）。
- ロ 二元適用事業においては、他の所掌の事業について、その労働保険番号を記入すること（当該事業が2事業以上ある場合は、そのうちの主たる2事業について、㉘欄も用いてそれらの労働保険番号を記入すること。）。
- ※ 雇用保険被保険者の資格がある者については、その者に係る「雇用保険被保険者資格取得届」を所轄公共職業安定所に提出する必要があること。